

大さん通信

発行：JR東海労新幹線関西地本
編集：年休裁判プロジェクト
2020年7月10日 NO.12

第12回弁論開催！

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い延期となっていた年休裁判弁論は7月8日15時から大阪地裁202号大法院で開催されました。

年休裁判はこれまで12回弁論が開催され、裁判をとおして現在、就業規則第55条の完全履行とはいえませんが、勤務指定については前月25日に予備者の勤務を発表させる等多くの成果をあげてきています。

これからも共に闘おう！

大谷川さんは4月末日をもって退職されましたが、今後もJR東海会社においてすべての社員が年休を失効することなく年休が取り易い職場環境の改善を目指して法廷で奮闘されます。

東海労大運分会も総力を結集して「212」(年休権)裁判と併せて共に闘っていきます。

全組合員・全乗務員のみなさん今後ご支援・連帯をよろしくお願いします。

次回期日は10月7日14時から
大阪地裁202号法廷で開催